

# 民営自転車駐車場整備事業補助金の手引き

平成 29 年 7 月作成



スポーツと人情が熱いまち

**江東区**

土木部交通対策課自転車対策係

03-3647-4789



区内に自転車駐車を設置・運営する方に設置費用の一部を補助します。対象者、対象要件は次のとおりとなります。

申請を検討されている場合は、江東区交通対策課自転車対策係まで事前にご相談ください。必要書類が揃っていない場合、申請を受理できません。

また、屋根がある自転車駐車場の場合、建築確認申請が必要となる場合があります。建築確認申請についての詳細は、建築課までお問合せください。

## 1 補助対象者

区内に自転車駐車を設置・運営する方のうち、次に掲げる要件を満たす方が、補助金交付の申請ができます（要綱第3条）。

個人の方で、自転車駐車の設置・運営を業者に全て委託される場合は、業者の方が申請することもできます。

- (1) 法人又は個人であって、補助金交付後、当該自転車駐車を3年以上運営する見込みがあること（鉄道事業者は対象外となります）
- (2) 申請年度の2月末日までに補助対象事業の契約及び工事等が完了し、3月末日までに当該補助対象事業に係る支払が全て完了し、かつ、要綱に規定する書類が提出できること

※ 自転車駐車場設置に当たり、他の補助金等の交付を受けている場合は対象外となります。

## 2 補助対象事業

補助対象となるのは、江東区内に自転車駐車を新設、増築又は改修する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとなります（要綱第4条）。

- (1) 自転車駐車の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること。
- (2) 自転車駐車を新設、増築又は改修する場所が鉄道駅の周辺、商業施設、観光地の周辺等放置自転車が発生する見込みが高いこと。
- (3) 特定の施設利用者やマンションの住人の専用のものでなく、誰でも利用できるものであること。

また、次の点にご注意ください。

- ① 改修とは、原則既存自転車駐車の機器の入替を指します。軽微な修繕やフェンス等附属物の修繕は含みません。
- ② 区の条例で定める附置義務対象の自転車駐車場は対象外となります。ただし、附置義務台数を超えて駐車を設置する場合、超えた分の設置費用については、補助対象となります。その場合はご相談ください。
- ③ 原動機付自転車の駐車場も補助対象とします。ただし、自転車が駐車できず、原動機付自転車専用の駐車場は補助対象外です（要綱第3条）。
- ④ 原動機付自転車及び自動二輪車のどちらの駐車もできる駐車用機器等を整備する場合、当該経費は補助対象とします（要綱第5条第1項）。

### 3 補助金額

補助対象事業に要した経費の3分の1以内の額を補助します。ただし、500万円及び当該年度の予算の定める額が上限となります。1,000円未満の端数があるときは、切り捨てます（要綱第6条）。また、補助金は補助対象事業の完了後の支払となります。

また、次の点にご注意ください。

- ① 土地の取得費、建物の解体費、土地又は建物の賃借に要した費用、及び機器のリース料は補助対象外です。
- ② 他の用途の施設と併設する場合は、自転車駐車場部分の経費だけが補助対象となります。ただし、他の用途の部分と自転車駐車場部分のどちらにも供し、不可分である部分の経費については、当該自転車駐車場部分の面積を施設全体の面積で除した数字に当該経費を乗じた額を対象事業に要した経費とします（要綱第5条第2項）。

### 4 手続きについて

手続きをされる場合、次の点にご注意ください。手続きの流れは、6手続きフローをご参照ください。

- (1) 「江東区民営自転車駐車場整備事業補助金交付申請書」は正・副2部を区役所に持参し、提出してください。郵便、FAX、メール等での受け付けはできません。受理時に収受印を押印し、受付番号を記入し、副本を返却します。必要書類が揃っていない場合、受理できません。
- (2) 補助金交付の決定は「江東区民営自転車駐車場整備事業補助金交付申請書」を受理した順に行います。先に受理をした申請のため、後から受理した補助金額が予算残額を上回った場合、予算残額を上限として交付決定を行います。
- (3) 補助金額は、「江東区民営自転車駐車場整備事業補助金交付決定通知書」で示す補助金交付額を原則上限とします。実際に工事を行って費用が増えたとしても補助金額は増額しません。逆に費用が減少した場合は、実態に合わせ、補助金額を確定します。

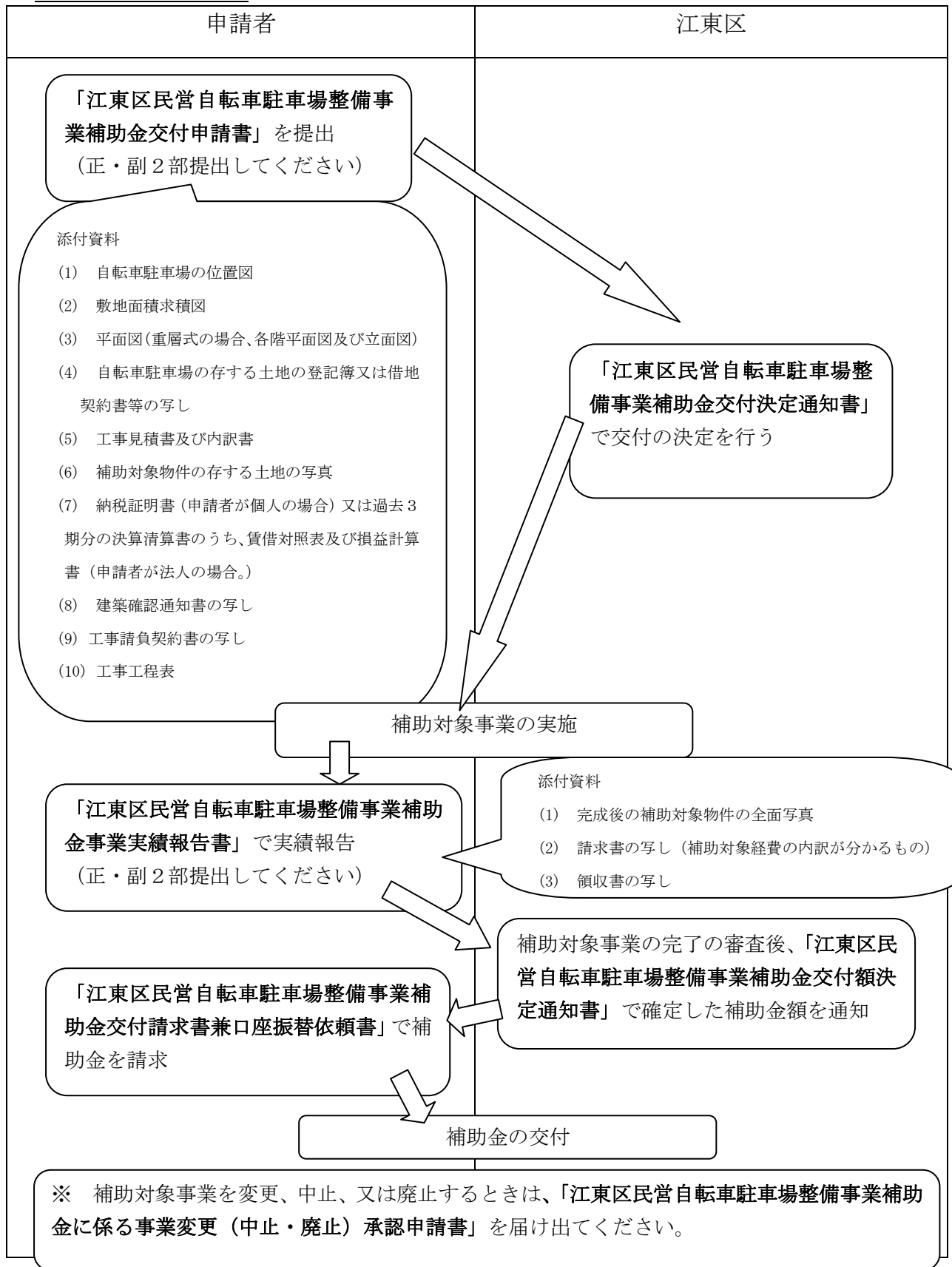
ただし、駐車台数を増やす、より利便性の高い機器を導入する等、自転車駐車場の機能を向上させるための変更である場合は、「江東区民営自転車駐車場整備事業補助金に係る事業変更（中止・廃止）承認申請書」を提出することで、補助金額の増額を請求することは可能です。ただしその場合の増額分は事業変更承認申請書提出時点での予算残額を上限とします。

- (4) 補助金の申請は、必ず工事の竣工前に行ってください。完成後の申請はできません。逆に既に工事が始まっている事業であっても申請は可能です。

## 5 その他

- (1) 補助金の交付を受けた方は、当該自転車駐車を開設した日（増築又は改修する場合にあっては、当該工事が完了した日。以下「開設日」。）から3年を経過した日までに、補助対象事業の内容を著しく変更、中止又は廃止する場合、「江東区民営自転車駐車整備事業補助金に係る事業変更（中止・廃止）承認申請書」により届出て承認を得なければなりません（要綱第16条）。
- (2) 開設日から3年を経過した日までに、相続・譲渡その他の事由により、対象物件を引き継ぐ場合は、当該物件を引き継いだことを証する書類により届出てください（要綱第17条）。
- (3) 次の場合に該当した場合、補助金の交付決定を全部又は一部取消されることがあります（要綱第18条）。補助金の交付決定が取り消された場合、既に交付されている補助金の一部又は全額を返還していただきます（要綱第19条）。
  - ① 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - ② 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は交付決定に基づく命令に違反したとき。
  - ③ 開設日から3年を経過する日までに、補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

## 6 手続きフロー



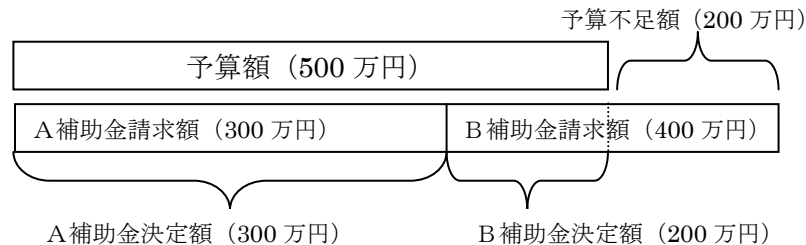
## 民営自転車駐車場整備事業補助金 Q & A

Q 1 補助金の上限が予算の範囲内となっているがどういう意味か。

A 1 各年度本事業に配当された予算額を上回る申請があった場合は、その時点で当該年度の補助金交付は終了します。

Q 2 予算の残額が 500 万円として、同日に 300 万円と 400 万円の補助金の申請があった場合（補助金額が予算額を上回った場合）はどうなるのか。

A 2 「江東区民営自転車駐車場整備事業補助金交付申請書」の申請受付日時の順に交付決定の手続きを行います。300 万円の申請が先だった場合、後から提出のあった 400 万円の申請は、予算残額の 200 万円を上限として補助金申請を受け付けます。



Q 3 工事を行ったところ、当初の見込みよりも工事費用がかかってしまった。補助金を増額することは可能か。

A 3 「江東区民営自転車駐車場整備事業補助金交付決定通知書」で交付の決定を行った際に明示する補助金交付額が原則補助金の上限となります。実績として当初の見込み以上の費用が発生していたとしても増額はできません。逆に減額していた場合は、実態に合わせた補助金額を支給します。ただし、自転車駐車場の機能を向上させるための変更である場合は、「江東区民営自転車駐車場整備事業補助金に係る事業変更（中止・廃止）承認申請書」を提出することで、補助金額の増額を請求することは可能です。ただしその場合の増額分は事業変更承認申請書提出時点での予算残額を上限とします。

※ 補助金額の増額が請求できる場合

- ① 駐車可能台数を増やすための変更
- ② より利便性を高める機器を導入するための変更

Q 4 誰でも使える自転車駐車場が補助対象ということだが、店舗内や地下駐車場内に設置した場合、補助対象となるのか。

A 4 往来から自転車駐車場があることが確認でき、店舗利用者以外にも使用できるものであれば、対象とします。

Q 5 現在店舗新築当初条例の附置義務制度の対象外だったため、敷地内に自転車駐車場がない。少数だが一般利用も可能な自転車駐車場を設置した場合、補助対象となるか。

A 5 補助対象となります。

Q 6 放置自転車の発生が見込まれる地域とは具体的にどういった場所か

A 6 区立自転車駐車場のキャンセル待ちが発生している地域等が特に想定されますが、駅周辺に限らず、総合的に判断していきます。

Q 7 駐輪場は24時間365日利用できる形態でなくてはならないのか

A 7 営業形態は申請者の判断とします。年中無休でなくても構いません。

Q 8 収容可能台数の割合がバイク9割、自転車1割の場合も補助対象となるか。

A 8 他の補助金を活用していないのであれば、対象となります。

Q 9 原動機付自転車、自動二輪のどちらにも使用できる機器は補助対象ということだが、この機器は原動機付自転車専用として運営しなければならないか。

A 9 原動機付自転車が駐車できるのであれば、自動二輪も受け付けて営業しても差し支えありません。

Q 10 既存の自転車駐車場の機器を撤去し、新しい機器を設置したい。既存機器の撤去費用も補助対象か。

A 10 既存機器の撤去費用も対象とします。

Q 11 既存機器を撤去し、白線を引いた平置き自転車駐車場にしようと考えている。費用としては既存機器の撤去費用のみだが、補助対象となるか。

A 11 補助金交付後3年以上運営予定なのであれば、補助と対象とします。

Q 12 昨年度補助金を受けて自転車駐車場を設置した。今年度機器の改修をしたい。補助金の交付を受けられるか。

A 12 補助金交付後3年間の間は補助金交付に伴い取得した財産の処分を制限しているので、原則受けられません。既存の機器を残したまま増築する場合は、補助対象となります。

Q 13 通りを挟んで2か所に自転車駐車場を設定する予定である。同一の駐輪場として同時にオープンする予定だが、補助金は2か所分として申請は可能か。

A 13 連続していない土地に設置される自転車駐車場は別の駐車場として取り扱います。それぞれの自転車駐車場について補助金申請が可能です。



Q 1 4 事情があつて、駐輪場を2年で閉鎖することとなつた。補助金は返還するべきか。

A 1 4 原則、支給した補助金を36月で除し、自転車駐車を開設した日（増築又は改修する場合にあつては、当該工事が完了した日から経過した月数を乗じた金額を補助金額から差し引いた金額の返還を請求します。

Q 1 5 既に店舗の建設の工事は始めているが、一般開放用の自転車駐車を作ろうと検討している。補助金の申請は可能か。

A 1 5 竣工前の申請であれば、補助金申請は可能です。